

豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の一部改正に伴い、保険料率を改定するほか、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額及び低所得者の保険料減額を判定する所得基準を改定する。

2 改正内容

豊島区国民健康保険条例を以下の通り改正する。

項 目	内 容	条 番 号
(1) 保険料率及び賦課限度額の改定	表1の通り	第15条の4、第15条の8、 第15条の12、第15条の16、 第16条の4、第19条の2、 第19条の4
(2) 低所得者の保険料減額を判定する所得基準の改定	表2の通り	第19条の2

3 施行期日

令和7年4月1日

《 参考 》

・1人当たり保険料額（特別区）

令和6年度 196,019円 ⇒ 令和7年度 192,238円 （前年度比△1.9％）

総額158億円の特別区独自の負担抑制策を講じ、1人当たり保険料を11,657円抑制

・保険料の主な変動要因

1人当たり医療費の減	(△2.6%)
令和5年度決算剰余金の活用（都）	(△2.4%)
交付金（国）の増（普通調整交付金・保険基盤安定負担金）	(△2.4%)
交付金（国）の減（前期高齢者交付金）	(+1.5%)
特別区独自の負担抑制策の段階的縮小	(+4.1%)

表1 保険料率等の改定

保険料区分			現行	改正（案）
基礎分	所得割率		8.69%	7.71%
	均等割額		49,100円	47,300円
	（下段は未就学児）		(24,550円)	(23,650円)
	低所得世帯 均等割額 【減額後】 （下段は 未就学児）	7 割	14,730円 (7,365円)	14,190円 (7,095円)
		5 割	24,550円 (12,275円)	23,650円 (11,825円)
		2 割	39,280円 (19,640円)	37,840円 (18,920円)
	賦課限度額		65万円	66万円
	1人当たり保険料 (豊島区(参考値))		105,774円	99,900円
後期高齢者 支援金分	所得割率		2.80%	2.69%
	均等割額		16,500円	16,800円
	（下段は未就学児）		(8,250円)	(8,400円)
	低所得世帯 均等割額 【減額後】 （下段は 未就学児）	7 割	4,950円 (2,475円)	5,040円 (2,520円)
		5 割	8,250円 (4,125円)	8,400円 (4,200円)
		2 割	13,200円 (6,600円)	13,440円 (6,720円)
	賦課限度額		24万円	26万円
	1人当たり保険料 (豊島区(参考値))		37,596円	37,537円
介護 納付金分	所得割		2.36%	2.25%
	均等割		16,500円	16,600円
	低所得世帯 均等割額 【減額後】	7 割	4,950円	4,980円
		5 割	8,250円	8,300円
		2 割	13,200円	13,280円
	賦課限度額		17万円	
	1人当たり保険料 (豊島区(参考値))		38,807円	38,926円
合計	1人当たり保険料 (豊島区(参考値))		182,177円	176,363円

表2 低所得者の保険料(均等割額)減額を判定する所得基準の改定

区分	現行	改正（案）
7割減額 基準額	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	(改正なし)
5割減額 基準額	43万円+29.5万円×被保険者等の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+30.5万円×被保険者等の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割減額 基準額	43万円+54.5万円×被保険者等の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+56万円×被保険者等の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

4 保険料率等の算定に関する特別区の考え方

(1) 国保制度の広域化に伴う特別区の対応方針

将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する。

ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可とする。

(2) 特別区独自の負担抑制策

① 特別区独自の激変緩和措置

平成 30 年度の国保制度改革に伴う激変緩和措置として、都に支払う納付金全額(100%)ではなく、初年度の平成 30 年度は 94%を賦課総額に組み入れ、以後 6 年間を目途に原則 1 %ずつ引き上げ、令和 6 年度で算入割合を 100%とするとした。

しかしその間、新型コロナウイルス感染症の影響により医療費が急増したことから、引き上げを 2 年間据え置いたため、令和 6 年度の算入割合を 98%、7 年度を 99%とし、8 年度に激変緩和措置終了を予定している。

② 収納率の割戻し未実施

保険料の未納発生を考慮した収納率の割戻しを行わないことにより、負担抑制している。当面は収納率の割戻しを行わず、東京都が都内保険料水準を完全統一するタイミングでの実施を想定している。

(3) 法定外繰入の解消・縮減

「① 特別区独自の激変緩和措置」による、賦課総額への算入割合の段階的引き上げにより、法定外繰入金を削減する。この間、特別区の収納率が上昇したことも、法定外繰入の削減に寄与した。

今後も収納率上昇を図るとともに、将来の「都内保険料水準統一」「法定外繰入の解消」を念頭に、「② 収納率の割戻し未実施」により発生している法定外繰入の削減を図ることが、次の課題となる。

豊島区の保険料率等は、特別区の対応方針に基づき、特別区共通基準を採用する。

5 特別区の基準保険料率等 及び負担抑制額の推移

表3 特別区の基準保険料率等の推移

基準保険料率等		7年度	6年度	5年度	4年度	3年度
所得割率	基礎分	7.71%	8.69%	7.17%	7.16%	7.13%
	後期支援金分	2.69%	2.80%	2.42%	2.28%	2.41%
	介護納付金分	2.25%	2.36%	(2.24%※)	(2.31%※)	(2.45%※)
	合計	12.65%	13.85%	11.83%	11.75%	11.99%
均等割額	基礎分	47,300円	49,100円	45,000円	42,100円	38,800円
	後期支援金分	16,800円	16,500円	15,100円	13,200円	13,200円
	介護納付金分	16,600円	16,500円	16,200円	16,600円	17,000円
	合計	80,700円	82,100円	76,300円	71,900円	69,000円
1人当たり保険料	基礎分	112,646円	117,124円	107,348円	100,322円	93,389円
	後期支援金分	40,027円	39,396円	36,015円	31,491円	31,600円
	介護納付金分	39,565円	39,499円	38,808円	39,567円	40,879円
	合計	192,238円	196,019円	182,171円	171,380円	165,868円
	前年度比・金額	△3,781円	+13,848円	+10,791円	+5,512円	+3,716円
	前年度比・率	△1.9%	+7.6%	+6.3%	+3.3%	+2.3%

※介護納付金の所得割率は令和5年度まで共通基準を設定していなかったため、豊島区の料率を記載

表4 特別区(豊島区)の負担抑制額の推移

下段()の額は豊島区の額

負担抑制策		7年度	6年度	5年度	4年度	3年度
①	激変緩和措置 算入割合	99%	98%	97.3%	97.3%	96%
	激変緩和による 負担抑制	31億円 (1.1億円)	65億円 (2.3億円)	87億円 (3.0億円)	82億円	117億円
コロナ影響分の負担抑制		—	103億円 (3.7億円)	157億円 (5.5億円)	106億円	—
②	収納率割戻し未実施 による負担抑制	127億円 (3.3億円)	135億円 (4.4億円)	102億円 (2.2億円)	未算出	未算出
負担抑制額合計		158億円 (4.4億円)	303億円 (10.4億円)	346億円 (10.7億円)		
1人当たり保険料抑制額		11,657円 (8,065円)	21,592円 (19,258円)	23,640円 (19,487円)		

6 令和7年度 収入別・世帯構成別の保険料試算(モデルケースによる試算)

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、
均等割のみが賦課される世帯における収入の上限

I 年金受給者(65歳以上) 1人世帯

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和6年度保険料	19,680	19,680	106,183	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	831,408
②令和7年度保険料	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259
前年度差 ②-①	△ 450	△ 450	△ 6,323	△ 17,523	△ 26,516	△ 35,672	△ 44,937	△ 54,202	△ 63,794	△ 74,149
均等割減額	7割減	7割減	2割減							

II 年金受給者(65歳以上) 2人世帯

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和6年度保険料	39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	869,620
②令和7年度保険料	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359
前年度差 ②-①	△ 900	△ 900	△ 6,623	△ 19,023	△ 28,016	△ 37,172	△ 46,437	△ 55,702	△ 65,294	△ 48,261
均等割減額	7割減	7割減	5割減							

III 給与所得者(65歳未満) 1人世帯 (介護1名該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和6年度保険料	24,630	43,820	205,365	302,315	404,805	515,605	626,405	742,745	867,395	996,238
②令和7年度保険料	24,210	42,880	193,285	281,835	375,445	476,645	577,845	684,105	797,955	918,130
前年度差 ②-①	△ 420	△ 940	△ 12,080	△ 20,480	△ 29,360	△ 38,960	△ 48,560	△ 58,640	△ 69,440	△ 78,108
均等割減額	7割減	5割減								

IV 給与所得者(65歳未満) 2人世帯 (介護2名該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和6年度保険料	49,260	84,870	254,625	384,415	486,905	597,705	708,505	824,845	949,495	1,038,360
②令和7年度保険料	48,120	83,230	241,705	362,535	456,145	557,345	658,545	764,805	878,655	986,680
前年度差 ②-①	△ 840	△ 1,640	△ 12,920	△ 21,880	△ 30,760	△ 40,360	△ 49,960	△ 60,040	△ 70,840	△ 51,680
均等割減額	7割減	5割減	2割減							

V 給与所得者(65歳未満) 3人世帯 (介護2名該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和6年度保険料	68,940	117,670	307,105	404,055	552,505	663,305	774,105	890,445	1,015,095	1,053,460
②令和7年度保険料	67,650	115,280	225,335	381,535	520,245	621,445	722,645	828,905	942,755	1,050,780
前年度差 ②-①	△ 1,290	△ 2,390	△ 81,770	△ 22,520	△ 32,260	△ 41,860	△ 51,460	△ 61,540	△ 72,340	△ 2,680
均等割減額	7割減	5割減	①2→②5割減	2割減						

VI 給与所得者(65歳未満) 4人世帯 (介護2名該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和6年度保険料	88,620	150,470	270,965	456,535	618,105	728,905	839,705	956,045	1,041,572	1,060,000
②令和7年度保険料	86,880	147,330	257,385	432,815	584,345	685,545	786,745	893,005	1,006,855	1,073,933
前年度差 ②-①	△ 1,740	△ 3,140	△ 13,580	△ 23,720	△ 33,760	△ 43,360	△ 52,960	△ 63,040	△ 34,717	13,933
均等割減額	7割減	5割減	5割減	2割減						